農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示の制定について

令和８年３月

１．　改正概要

令和７年７月23日公布、令和８年３月31日施行の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第71号）」が制定され、保険会社のディスクロージャーにおける法定開示項目の改廃が行われることを踏まえ、農業協同組合法施行規程（平成17年農林水産省告示第528号）及び水産業協同組合法施行規程（平成20年農林水産省告示第316号）において保険業法施行規則（平成８年大蔵省令第５号）の引用部分に号ずれが生じることから、改正を行うこととする。

また、令和７年３月１日付けで宮崎県経済農業協同組合連合会が宮崎県農業協同組合に包括承継され、令和７年10月１日付けで和歌山県農業協同組合連合会が和歌山県農業協同組合に包括承継されたことに伴い、農業協同組合法施行規程について、農林水産大臣が指定する部門別損益情報を開示する農業協同組合連合会を改めることとする。

２．　施行期日

令和８年３月31日